

第3章 電 波 法

第1節 総則

1 目的（電波法第1条）

『この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。』

2 定 義

1) 電波法第2条（定義）

『この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。』

電 波	三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波。
無線電信	電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備。
無線電話	電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備。
無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備。
無 線 局	無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。但し、受信のみを目的とするものを含まない。
無線従事者	無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたもの。

2) 一般条文中の用語の定義

『電波法第5条第4項 公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信（以下「放送」という。）であって、……』

3 電波に関する条約（電波法第3条）

『電波に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。』

第2節 無線局の免許等

無線局の開設		運用する意思を持って、無線設備を設置し、その設備の操作をする者を配置して電波の発射が可能な状態にすること。
免許/許可制 と 登録制	免許/許可制	一定の事項を法的に禁止しておき、所定の条件が充足された場合に、その法律上の禁止を解除する制度。
	登録制	行政庁等に備える公簿に、一定の事実を記載することにより法律上の効力を発生させる制度。
個別制 と 包括制	個別制	無線局の開設手続きを、無線局ごとに個別に行う制度。
	包括制	同一の目的及び規格の無線局について、複数の無線局の開設手続きを包括(一括)して行う制度。

1 無線局の開設（電波法第4条第1項）

適用規則		要件	手続き	無線局の種別
電波法 第4条	本文	免許が必要	通常の免許手続き	免許局
			簡易な免許手続き	
			包括免許の手続き	
ただし書き	第四号	登録が必要	登録手続	登録局
	第一～三号	免許・登録不要	手続き不要	免許登録不要局

無線局の開設には、原則として、免許、登録など一定の手続き（「要式行為」^{*1}）が必要である。

（講義資料 Page. 17 RR18.1 参照）。その手続きは、

原則として、	無線局の種別に従い、送信設備の設置場所ごとに	行う。
ただし、	人工衛星局については 船舶局、遭難自動通報局、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては	

*1 「要式行為」：法令に定める一定の方法に従って行わないと不成立又は無効とされる法律行為。

1. 1 免許を要する無線局

「登録を要する無線局」並びに「免許及び登録を要しない無線局」以外の無線局の開設には免許を必要とする。

1) 通常の免許手続き（基本となる免許手続き）

【申請】	電波法第6条	無線局免許申請書、添付書類の提出
↓		
【受理】		要式の審査
↓		
【審査】	電波法第7条	書類上で技術基準への適合性等を審査
↓		
【予備免許】	電波法第8条	
↓		
【工事設計の変更】	電波法第9条	
↓		
【落成届、落成検査】	電波法第10条	現場で無線設備、無線従事者、書類等を検査
↓		
【免許の付与】	電波法第12条	
↓		
【免許記録の交付】	電波法第14条	
↓		
【運用開始届け】	電波法第16条	

通信法規

2) 簡易な免許手続き（電波法第15条）

再免許、特定無線局^{*2}、遭難自動通報局、特定実験試験局

【申請】	電波法第6条	無線局免許申請書、添付書類の提出
↓		
【受理】		要式の審査
↓		
↓	電波法第15条	(【手続きの省略】)
↓		
【免許の付与】	電波法第12条	
↓		
【免許記録の交付】	電波法第14条	
】		
↓		
【運用開始届け】	電波法第16条	

*2 特定無線局：次の何れかの無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するもの。

(電波法施行規則第15条の2に規定)

- ① 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局、VSAT 地球局、航空機地球局、携帯移動地球局
- ② MCA 及びデジタル MCA 陸上移動通信を行う陸上移動局
- ③ 実数零点単側波帶変調方式及び狭帯域デジタル通信方式の陸上移動局及び携帯局
- ④ 屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局

3) 包括免許の手続き（電波法第27条の2～第27条の6）

特定無線局であって、目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格が同一のものを二以上開設する場合。（Ex. 携帯電話機、MCA 移動端末など）

【包括免許の申請】	電波法第27条の3	特定無線局の免許申請書、添付書類
↓		
【受理】		
↓		
【審査】	電波法第27条の4	周波数割当て可能性、特定無線局の開設の根本的基準
↓		
【包括免許の付与】	電波法第27条の5	
↓		
【免許記録の交付】	電波法第27条の5 第2項	
↓		
【運用開始届け】	電波法第27条の6	

4) 特定基地局の開設手続き（電波法第27条の12～第27条の17）

移動体通信において、複数の基地局により一定のサービスエリアを構築する場合、各基地局は一定の期間に順次開設される。この一定の期間、各基地局が使用する周波数を予約的に確保

通信法規

する制度が「特定基地局の開設の認定」制度である。この制度は、特定基地局に適用される。

右のいずれかの事項のため相当数開設する必要があり、電波の有効利用にその開設が必要と認められる基地局を「特定基地局」という。	電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信
	移動受信用地上基幹放送*に係る放送対象地域（放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。）における当該移動受信用地上基幹放送の受信

【「特定基地局の開設に関する指針」の公示】	電波法第27条の12 第3項
↓	
【特定基地局の開設計画の認定の申請】	電波法第27条の13 第1項～第3項
↓	
【受理】	
↓	
【審査】	
↓	電波法第27条の13 第4項～第6項
【認定】	
↓	
【認定の公示】	電波法第27条の13 第7項

1. 2 登録をする無線局（電波法第4条第1項第四号、電波法第27条の18第1項）

電波を発射しようとする場合において当該電波と同じ周波数の電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他総務省令で定める無線設備の規格を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

1) 登録局の対象となる無線局（電波法施行規則第16、17条）

無線局の種類	無線設備の技術基準
空中線電力が1ワット以下のPHSの基地局	無線設備規則第49条の8の3
空中線電力が10ミリワット以下のPHSの陸上移動局	無線設備規則第49条の8の3 第4項
916.7MHzを超える920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局	無線設備規則第49条の9 第一号
2,450MHz帯の周波数の電波を使用する周波数ホッピング方式を使用する構内無線局	無線設備規則第49条の9 第三号
5GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局、携帯基地局及び携帯局	無線設備規則第49条の21 第1項
920.5MHz以上923.5MHzの周波数の電波を使用する陸上無線局	無線設備規則第49条の34
150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局	無線設備規則第54条 第二号

通信法規

2) 登録局の開設区域（電波法施行規則第18条）

無線局の種類		開設できる区域	
351.16875MHz以上 351.38125MHz以下の周波数の電波を使用する無線局	351.16875MHz, 351.1750MHz, 351.18125MHz, 351.1875MHz, 351.19375MHzの周波数の電波	全国の陸上及びその上空*)	
	上記以外の周波数の電波	全国の陸上*)	
4,900MHzを超え 5,000MHz以下の周波数の電波を使用する無線局	4,840MHz及び 4,860MHzの±10MHzの帯域幅 に輻射される等価等方輻射電力の上限値	2マイクロワット 0.2マイクロワット	各地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域のうち、総務大臣が告示する区域**)
5,030MHzを超え5,091MHz以下の周波数の電波を使用する無線局			
上記以外の無線局	沖縄総合通信事務所の管轄区域以外の区域		
上記以外の無線局		全国	

*) 平成20年8月29日総務省告示第465号

**) 平成19年11月29日総務省告示第654号

3) 登録の手続き

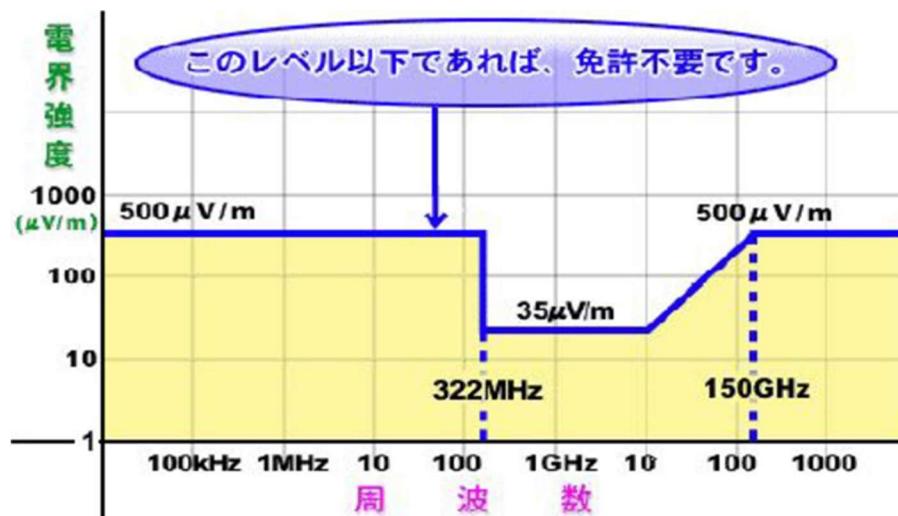
【申請】	電波法第27条の18	申請書及び添付書類の提出
↓		
【受理】	無線局免許手続規則第25条の12	要式の審査
↓		
【審査】	電波法第27条の20	拒否事由への該当しているか否かのチェック
↓		
【登録の実施】	電波法第27条の19	総合無線局管理ファイルに登録
↓		
【登録記録の交付】	電波法第27条の22	

1. 3 免許及び登録を要しない無線局（電波法第4条第1項第一号～第三号）

1) 「微弱電波の無線局」（電波法第4条第1項第一号 → 電波法施行規則第6条第1項、第2項）

一 当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、その電界強度が、次の表の左の欄の区分に従い、それぞれ同表の右の欄に掲げる値以下であるもの

周波数帯	電界強度
322MHz以下	毎メートル500マイクロボルト
322MHzを超え10GHz以下	毎メートル35マイクロボルト
10GHzを超え150GHz以下	次式で求められる値（毎メートル500マイクロボルトを超える場合は、毎メートル500マイクロボルト）毎メートル3.5fマイクロボルト fは、GHzを単位とする周波数とする。
150GHzを超えるもの	毎メートル500マイクロボルト



総務省「電波利用ホームページ」

- 二 当該無線局の無線設備から 500 メートルの距離において、その電界強度が毎メートル 200 マイクロボルト以下のものであって、総務大臣が用途並びに電波の型式及び周波数を定めて告示するもの
 三 標準電界発生器、ヘテロダイン周波数計その他の測定用小型発振器

2) 「市民ラジオ(CB:Citizen Band)*)の無線局」（電波法施行規則第 6 条第 3 項）

A3E 電波 26.968MHz、26.976MHz、27.040MHz、27.088MHz、27.112MHz、27.120MHz 又は 27.144MHz の周波数を使用し、かつ、空中線電力が 0.5 ワット以下である適合表示無線設備**)を使用する無線局。

*) 市民ラジオの制度は、誰もが容易に利用できる無線局への需要に応えて、無線従事者資格を要することなく、極めて簡易な手続きにより開設し運用できる無線局の制度として、1961 年 6 月 1 日の電波法関係省令の一部を受けて、1961 年 8 月に開始された。レクレーションなどの市民生活に結びついた場面での無線通信手段として利用された。

**) 適合表示無線設備：電波法第三章の二に規定する「技術基準適合証明」、「特定無線設備の工事設計についての認証」、又は「特別特定無線設備の技術基準適合自己確認」の適合品であることの表示を付した無線設備。

3) 「空中線電力 1 ワット以下で電波法施行規則第 6 条第 4 項に掲げる無線局」

(電波法第 4 条第 1 項第三号 → 電波法施行規則第 6 条第 4 項)

空中線電力が 1 ワット以下の無線局のうち電波法施行規則第 6 条第 4 項に定めるものであって、指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能等によって他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

【無線局の開設に関する法令の一例】

電波法第四条

(無線局の開設)

- 第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。
- 一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
 - 二 二十六・九メガヘルツから二十七・ニメガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の三十五の規定により表示が付されている無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの
 - 三 空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの
 - 四 第二十七条の十八第一項の登録を受けて開設する無線局（以下「登録局」という。）

(次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例)

第四条の2

本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備（次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限る。）を使用して無線局（前項第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途及び周波数を勘案して総務省令で定めるものに限る。）を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であっても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。

7 第一項及び第二項の規定による技術基準の指定は、告示をもって行わなければならない。

電波法施行規則第六条（抜粋）

(免許を要しない無線局)

第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

- 一 当該無線局の無線設備から三メートルの距離において、その電界強度（総務大臣が別に告示する試験設備の内部においてのみ使用される無線設備については当該試験設備の外部における電界強度を当該無線設備からの距離に応じて補正して得たものとし、人の生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態においてのみ使用される無線設備については当該生体の外部におけるものとする。）が、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であるもの

周波数帯	電界強度
三二二MHz 以下	毎メートル五〇〇マイクロボルト
三二二MHz を超え一〇GHz 以下	毎メートル三五マイクロボルト
一〇GHz を超え一五〇GHz 以下	次式で求められる値（毎メートル五〇〇マイクロボルトを超える場合は、毎メートル五〇〇マイクロボルト）毎メートル $3.5 f$ マイクロボルト f は、GHzを単位とする周波数とする。
一五〇GHz を超えるもの	毎メートル五〇〇マイクロボルト

二 当該無線局の無線設備から五〇〇メートルの距離において、その電界強度が毎メートル二〇〇マイクロボルト以下のものであつて、総務大臣が用途並びに電波の型式及び周波数を定めて告示するもの

三 標準電界発生器、ヘテロダイン周波数計その他の測定用小型発振器

2 前項第一号の電界強度の測定方法については、別に告示する。

3 法第四条第二号の総務省令で定める無線局は、A三E電波二六・九六八MHz、二六・九七六MHz、二七・〇四MHz、二七・〇八MHz、二七・〇八八MHz、二七・一一二MHz、二七・一二MHz又は二七・一四四MHzの周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下であるものとする。

4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

— F一D若しくはF二D電波二五四・四二五MHz若しくは二五四・九六二五MHzの周波数及びF一D、F二A、F二B、F二C、F二D、F二N、F二X若しくはF三E電波二五三・八六二五MHz以上 = 以下省略 =

総務省告示（1）

平成十八年三月二十八日 総務省告示第百七十三号（電波法施行規則第六条第一項）

総務大臣が別に告示する試験設備

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第一項第一号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する試験設備を次のように定める。

電波に関する研究開発又は法及びこれに基づく命令に規定する技術基準等に対する適合性に関する試験等を行うための電波暗室その他の試験設備であつて、金属遮へい体により収容され、その内部で使用される無線設備の使用周波数における漏えい電波の電界強度を四〇デシベル以上減衰させることができるもの。

総務省告示（2）

免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数（電波法施行規則第六条第一項第二号）

昭和三十二年八月二日郵政省告示第七百八号、最終改正 平成二十年八月二十九日第四百七十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第一項第二号の規定により、免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数を次のとおり定める。

一 用途

模型飛行機、模型ボートその他これらに類するものの無線操縦用発信機（以下「ラジコン用発信機」という。）であつて、以下省略 =

【参考】

免許及び登録を要しない無線局に関する参考資料（講義資料 Page. 17 「8. 局の許可証」 参照）

Licenses (局の許可証)

18.1 § 1 1) No transmitting station may be established or operated by a private person or by any enterprise without a licence issued in an appropriate form and in conformity with the provisions of these Regulations by or on behalf of the government of the country to which the station in question is subject (however, see Nos. 18.2, 18.8 and 18.11).

Assignment and use of frequencies (周波数の割当て及び使用)

4.4 Administrations of the Member States shall not assign to a station any frequency in derogation of either the Table of Frequency Allocations in this Chapter or the other provisions of these Regulations, except on the express condition that such a station, when using such a frequency assignment, shall not cause harmful interference to, and shall not claim protection from harmful interference caused by, a station operating in accordance with the provisions of the Constitution, the Convention and these Regulations.

Industrial, scientific and medical (ISM) applications (産業科学医療用(ISM)の使用)

1.15 *industrial, scientific and medical (ISM) applications (of radio frequency energy):* Operation of equipment or appliances designed to generate and use locally radio frequency energy for industrial, scientific, medical, domestic or similar purposes, excluding applications in the field of *telecommunications*.

5.138 The following bands:

- | | |
|-------------------|---|
| 6 765-6 795 kHz | (centre frequency 6 780 kHz), |
| 433.05-434.79 MHz | (centre frequency 433.92 MHz) in Region 1 except in the countries mentioned in No. 5.280, |
| 61-61.5 GHz | (centre frequency 61.25 GHz), |
| 122-123 GHz | (centre frequency 122.5 GHz), and |
| 244-246 GHz | (centre frequency 245 GHz) |

are designated for industrial, scientific and medical (ISM) applications. The use of these frequency bands for ISM applications shall be subject to special authorization by the administration concerned, in agreement with other administrations whose radiocommunication services might be affected. In applying this provision, administrations shall have due regard to the latest relevant ITU-R Recommendations.

5.150 The following bands:

- | | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 13 553-13 567 kHz | (centre frequency 13 560 kHz), |
| 26 957-27 283 kHz | (centre frequency 27 120 kHz), |
| 40.66-40.70 MHz | (centre frequency 40.68 MHz), |
| 902-928 MHz in Region 2 | (centre frequency 915 MHz), |
| 2 400-2 500 MHz | (centre frequency 2 450 MHz), |
| 5 725-5 875 MHz | (centre frequency 5 800 MHz), and |

24-24.25 GHz (centre frequency 24.125 GHz) are also designated for industrial, scientific and medical (ISM) applications. Radiocommunication services operating within these bands must accept harmful interference which may be caused by these applications. ISM equipment operating in these bands is subject to the provisions of No. 15. 13.

15. 13 § 9 Administrations shall take all practicable and necessary steps to ensure that radiation from equipment used for industrial, scientific and medical applications is minimal and that, outside the bands designated for use by this equipment, radiation from such equipment is at a level that does not cause harmful interference to a radiocommunication service and, in particular, to a radionavigation or any other safety service operating in accordance with the provisions of these Regulations¹.

2 無線局の不法開設（電波法第 110 条第一号、第二号、第三号関連）

無線局の 不法開設	電波法第 4 条の免許が必要であるにもかかわらず、その免許なく開設した場合
	電波法第 27 条の 18 第 1 項の登録が必要であるにもかかわらず、その登録なく開設した場合
	包括免許の免許記録に記載された指定無線局数を超えてその包括免許に関わる特定無線局を開設した場合

不法開設は、実際に無線設備の運用をしたか否かにかかわらず処罰の対象となる。

不法に無線局を開設した者：一年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（電波法第 110 条）

3 無線局免許の欠格事由

ある事柄について法律上の資格要件を欠いていることを欠格という。欠格の原因となる理由を欠格事由という。

欠格事由を設ける目的	欠格の原因となる理由	欠格事由の位置付け
我が国の国益を優先した電波の使用	一定の範囲の外国性	絶対的（免許を与えない）
電波利用の場の秩序維持	電波利用の場における反社会性	相対的（免許を与えないことができる）

3. 1 無線局免許の絶対的欠格事由（一定の範囲の外国性の排除：電波法第 5 条第 1 項）

一	日本の国籍を有しない人
二	外国政府又はその代表者
三	外国の法人又は団体
四	法人又は団体であって、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

3. 2 外国性の排除の例外（電波法第5条第2項）

次の無線局については、外国性の排除の欠格事由は適用されない。

一	実験無線局
二	アマチュア無線局
三	船舶に開設される航行の安全のための無線局
四	航空機に開設される航行の安全のための無線局
五	特定の固定地点間の無線通信を行う 無線局 （一、二、五、七及び八のものを除く。）
六	大使館、公使館又は領事館の公用に供するものであって我が国との相互主義により開設される 無線局
七	自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する 移動しない無線局 （電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
八	電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
九	電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局

3. 3 無線局免許の相対的欠格事由（反社会性の排除：電波法第5条第3項）

一	電波法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
二	電波法第75条第1項または第76条第4項（第四号を除く。）若しくは第5項（第五号を除く。）の規定により 無線局の 免許の取り消し を受け、その取り消しの日から二年を経過しない者
三	電波法第27条の15第1項（第三号を除く。）の規定により 認定の取消し を受け、その取消しの日から二年を経過しない者
四	電波法第76条第6項（第三号を除く。）の規定により第27条の18第1項の 登録の取消し を受け、その取り消しの日から二年を経過しない者

3. 4 放送局の免許の欠格事由（欠格事由の厳格化（絶対的欠格事由）：電波法第5条第4、5項）

放送局は、その言論機関としての性格を考慮して、免許の欠格事由の厳格化が図られている。
基幹放送局*)について、次の各号のいずれかに該当する者には、放送局の免許は与えられない。

一	(日本の国籍を有しない人)、(外国政府又はその代表者)、(外国の法人又は団体)若しくは(無線局免許の相対的欠格事由に該当する者)
二	法人又は団体であって、{(日本の国籍を有しない人)、(外国政府又はその代表者)又は(外国の法人又は団体)}が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその 議決権の五分の一以上 を占めるもの
三	法人又は団体であって、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により口に掲げるものを通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定め

	る割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上をしめるもの（四に該当する場合を除く。） イ（日本の国籍を有しない人）、（外国政府又はその代表者）又は（外国の法人又は団体） ロ イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
四	法人又は団体であって、その役員が無線局の免許の相対的欠格事由に該当する者であるもの

ただし、基幹放送局を除く放送局には、一般の無線局の欠格事由が適用される。

*) 基幹放送局：放送をする無線局であって、次の無線局を除くもの。

- ・電気通信業務を行うことを目的とする無線局、
- ・受信障害対策中継放送をする無線局、
- ・人工衛星局又は移動受信用地上放送をする無線局であつて、他人の委託により、
その放送番組をそのまま送信する放送をする無線局